立川山岳会会則

1. 名称　本会を立川山岳会(以下本会と呼ぶ)と称する。
2. 目的　本会は山岳地域等での登山・登攀活動を通して、会員相互の交流、研鑽を図る  
   　　　ことを目的とする。
3. 活動　本会は前条の目的のため次の活動を行う  
   （１）山岳地域における登山活動  
   （２）山岳地域における登攀活動  
   （３）マルチピッチクライミングを含むフリークライミング活動  
   （４）その他上記に準ずる登山行為
4. 上部団体　本会は東京都山岳連盟に加盟する。
5. 会員の義務

　　　　（１）　会員は会費を納め、積極的に会の運営に携わる義務を有する  
　　　　（２）　会員は山岳保険に加入する  
　　　　（３）　会員は山行規約を遵守する  
　　　　（４）　遭難発生時は遭難対策本部を設置し、会員は可能な限り協力する  
　　　　（５）　遠隔地会員は別途定める会費を納める  
　　　　　　なお、遠隔地会員は山岳保険の加入および保険請求手続き、一般メーリ ングの利用ができるが、本会は遭難対策の義務は負わない  
　　　　（６）　退会する会員は、当会にその旨申し出る

1. 例会　月１回、第３水曜日に開催する
2. 総会　代表が招集し、毎年３月に開催する。  
   　　　総会は決議権委譲を含む会員の２分の１の出席で成立し、議決は多数決とする
3. 役員　当会は次の役員を置き、任期は，４月１日から翌年３月３１日迄の１か年とし、　  
   　　　再選、重任を妨げない。役員に欠員が生じた時は、遅滞なく補充する  
   　　　　（１）顧問　１名  
   　　　　（２）代表　１名  
   　　　　（３）副代表　若干名  
   　　　　（４）会計　１名  
   　　　　（５）保険　１名  
   　　　　　　（６）遭難対策　若干名  
   　　　　（７）庶務　１名  
   　　　　（８）装備　１名  
   　　　　（９）ホームページ　１名  
   　　　　（１０）山行管理　若干名  
   　　　　（１１）山行リスト　１名  
   　　　　（１２）立川山岳会フリークライミングクラブ　若干名  
   　　　　（１３）東京都山岳連盟委員　１名
4. 連絡手段　本会は会員相互の連絡のため次の手段を設置する  
   　　　　（１）一般メーリング　山行計画の簡易連絡、山行報告  
   　　　　（２）山行管理メーリング　山行計画書の提出、下山の連絡
5. 会計　本会の資金は，会員の拠出する会費，その雑収入をもってあてる。  
   　　　２　本会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日迄の１か年とする。  
   　　　３　本会の決算報告書は，総会の議を経て公示しなければならない

以上

２００６年４月施行

２００９年４月１５日一部改訂

２０１０年３月１８日一部改訂

２０１５年３月１８日一部改訂